

長泉町告示第100号

長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年12月25日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新耐震基準木造住宅の所有者が、協定機関が選任した専門家による耐震診断を実施するために要する費用に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新耐震基準木造住宅 町内に存する、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する建築物で、昭和56年6月1日から平成12年5月31日まで（以下「対象期間」という。）に新築の工事に着手した在来軸組構法の木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく木造住宅に係る耐震診断で、その実施にあたっては、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法により耐震診断専門家が行うものをいう。
- (3) 協定機関 町長と「長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結した耐震診断機関をいう。
- (4) 耐震診断専門家 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士の免許を有し、耐震診断の技術に精通しているもので、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づく相談士の認定を受け、かつ協定機関が所属会員から選任したものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 この要綱による補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、新耐震基準木造住宅のうち階数が2以下の一戸建住宅、長屋住宅及び共同住宅（店舗等

の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者
- (2) 町税等に滞納がない者

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、協定機関との協定書に規定する費用の100分の90とし、補助金の交付は、同一の補助対象建築物につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業費補助金交付及び耐震診断専門家派遣申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置を明示すること）
- (3) 次のいずれかの書類の写し
 - ア 建築確認通知書
 - イ 検査済証
 - ウ 登記事項証明書
- (4) その他町長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業費補助金交付及び耐震診断専門家派遣決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知をしたときは、協定機関に長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業耐震診断専門家派遣依頼書（様式第3号）により耐震診断業務の実施を依頼するものとする。

3 町長は、交付の決定にあたり必要と認める条件を付することができる。

(耐震診断専門家の選任)

第8条 協定機関は、前条第2項の規定により依頼があったときは、耐震診断専門家を選任し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業耐震診断専門家選任届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

(耐震診断専門家の選任通知)

第9条 町長は、前条の規定により届出があったときは、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業耐震診断専門家選任通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の中止等)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震診断を中止しようとするときは、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業中止承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業中止承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、必要に応じて速やかに協定機関に中止の連絡をするとともに、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業耐震診断専門家派遣依頼中止通知（様式第8号）により協定機関に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業完了報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日（その日が長泉町の休日を定める条例（平成2年長泉町条例第10号）第1条に規定する休日にあたる場合は、その翌日）のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 協定機関への納付を証する書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支

援事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の確定通知書を受けた者は、速やかに長泉町新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業費補助金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（代理受領）

第14条 町長は、交付決定者からの委任に基づき、補助金を交付決定者に代わり、協定機関に支払うことができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 町長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他町長が交付を不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理等）

第16条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、関係書類を整理しなければならない。

2 前項の帳簿及び関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。